

転入された方へ

能勢町役場 住民課(住民票・戸籍) 電話 072-734-2107(直通)

【役場各施設】

本 庁 (能勢町宿野 28 番地) **本 館 ・ 西 館**

保健福祉センター (能勢町栗栖 82 番地の 1)

浄化センター (能勢町下田 119 番地の 1)

し尿処理施設 (能勢町下田 119 番地の 31)

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
個人番号カード または 住民基本台帳カード をお持ちの方	・<u>継続利用処理</u>を行います。転入届の日から 90 日以内にご持参ください。 ※<u>暗証番号</u>を入力していただくことが必須となります。	本 庁 本 館 住民課(住民票・戸籍) ☎072-734-2107
国民健康保険 加入者	・<u>国民健康保険証加入手続き</u>を 14 日以内に届出してください。 ※手続きに必要なものについては、担当窓口にお問い合わせください。	本 庁 本 館 住民課(保険・年金) ☎072-731-3202
国民年金 加入者 年 金 受給者	<加入者> ・<u>住所変更手続き</u>を 14 日以内に印鑑、年金手帳を持って、届出をしてください。 <受給者> ・<u>担当窓口で年金受給権者住所変更届書を受け取っていただき、年金事務所へ提出</u>してください。 ※ただし、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は不要になります。	
後期高齢者医療 老人障がい者 ひとり親家庭 子ども医療 対象者	・<u>後期高齢者医療</u>については、<u>14 日以内に届出</u>をしてください。 ・医療証の対象となる方は担当窓口で手続きをしてください。 ※手続きに必要なものについては、担当窓口にお問い合わせください。	
介護保険 加入者	<要介護、要支援の認定を受けられている方> ①<u>受給資格証明書</u>を担当窓口提出してください。 ※手続きに必要なものについては担当窓口にお問い合わせください。 ・<u>転入日より 14 日以内に届出</u>をしてください。 ※14 日を過ぎますと、前住所地で発行された受給資格証明書が無効となり、サービスが受けられなくなります。 ②<u>負担限度額認定証</u>を必要とする方は、担当窓口申請してください。 <その他の方> ・新しい介護保険被保険者証を作ってください。	保健福祉センター 健康づくり課(包括支援) ☎072-731-2160

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
児童手当 受給者 (公務員を除く)	・<u>印鑑、厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明(健康保険証等)、振込口座のわかるもの</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。 ・<u>転出予定日の翌日から 15 日以内に手続をしてください。</u> ※15 日を過ぎますと児童手当の認定情報の引き継ぎが出来なくなることがあります。	保健福祉センター 福祉課(福祉) ☎072-731-2150
児童扶養手当 受給者	・<u>印鑑、児童扶養手当証書</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。	
特別児童扶養手当 受給者	・<u>印鑑、特別児童扶養手当証書</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。	
障害福祉サービス等 受給者	・<u>印鑑、手帳、受給者証</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。	
保育所 幼稚園 認定こども園 への入所、入園希望者	・手続きに必要なものについて、<u>あらかじめ、担当課にお問い合わせのうえ手続</u>してください。	
小中学校の児童生徒	・<u>在学証明書</u>をもって、<u>担当窓口で転校手続</u>をしてください。 ・その他、<u>手続に必要なものについては、担当課にお問い合わせ</u>ください。	本 庁 本 館 学校教育総務課 (学校指導) ☎072-734-2693
水道 手続き	・<u>手続きに必要なものについて、あらかじめ担当課にお問い合わせ</u>ください。	本 庁 西 館 2階 地域整備課(水道) ☎072-734-2532
下水道 手続き	・<u>手続きに必要なものについて、あらかじめ担当課にお問い合わせ</u>ください。	浄化センター 地域整備課(下水道) ☎072-734-3403
し尿・浄化槽	・<u>汲取式トイレのし尿収集、また、浄化槽の点検・清掃等</u>については、し尿処理施設にお問い合わせ下さい。	し尿処理施設 ☎072-731-3089
原動機付自転車 (～125CC)登録	・<u>印鑑、原動付自転車の廃車証明書</u>(若しくは、転入前の市区町村のナンバープレートと標識交付証明書)を持って、担当窓口で手続きをしてください。	本 庁 本 館 理財課(税務) ☎072-734-0153
犬を飼われている方	・担当窓口で住所変更の手続きをしてください。 ・<u>手続きに必要なものについて、あらかじめ担当課にお問い合わせ</u>ください。	本 庁 西 館 2階 地域振興課(美化衛生) ☎072-734-3171

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
新型コロナウイルス ワクチン接種 を希望される方	・ ワクチン接種を受けるためには、接種券(予診票)発行の手続きが必要です。 ・ 前回までの接種の記録書・接種済証(未接種者及び紛失した場合は不要)をお持ちのうえ、担当窓口までお越しください。 ・ 接種券(予診票)発行後、接種の予約が必要となります。	保健福祉センター 健康づくり課(健康管理) ☎ 072-731-3201